

知名町重層的支援体制整備事業実施計画

目次

1	計画の概要	
(1)	計画策定の目的と背景	．．．．．P1
(2)	重層的支援体制整備事業の概要	．．．．．P2
(3)	計画の位置づけ	．．．．．P2
(4)	計画の期間	．．．．．P3
2	重層的支援体制整備事業における実施事業・実施体制	
(1)	包括的相談支援事業	．．．．．P4
(2)	地域づくり事業	．．．．．P5
(3)	多機関協働事業等	．．．．．P5
3	その他	．．．．．P7

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的と背景

これまで社会福祉の分野では、生活保護、生活困窮、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、それぞれに専門的支援が提供されてきました。一方で、少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や社会の支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足に加え、ライフスタイルや価値観の多様化により、住民同士のつながりの希薄化も相まって、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題のように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、個別性が極めて高いため、対象者別の各制度における支援では対応が難しいケースが増加しています。

このような、社会、経済情勢の変化の中においても、だれもが自分らしく暮らせる地域社会実現のために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会への取組が求められています。

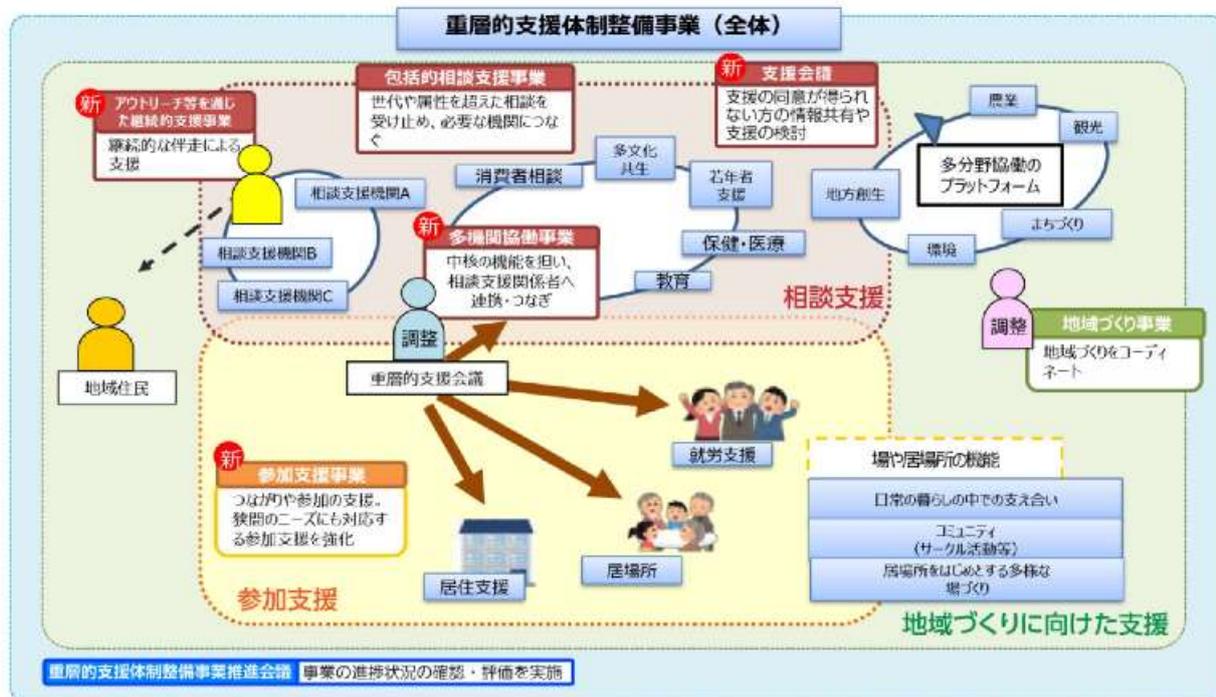
国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取組として、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

これらを踏まえ本町においては、令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、これまでに多機関協働事業、アウトリーチ等継続的支援事業、参加支援事業、庁内連携体制づくりを行ってきました。重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的な取り組みとするため、当該事業の提供体制に関する事項を定める知名町重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

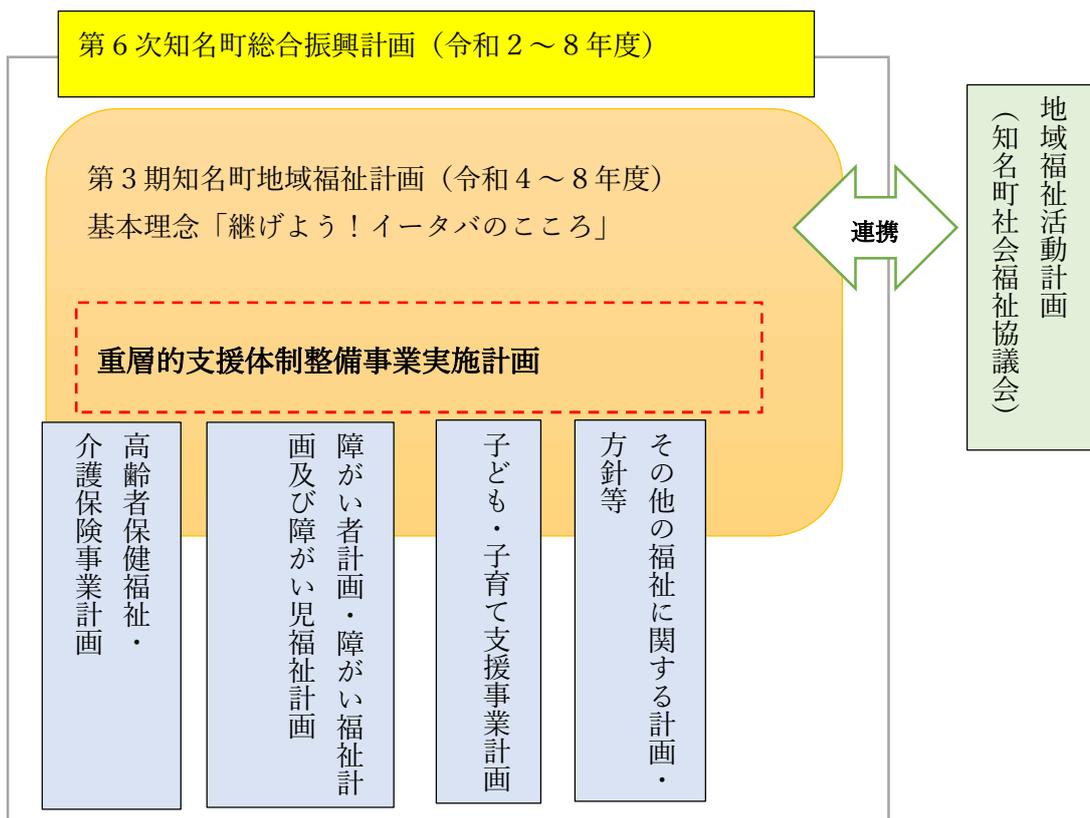
市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに、関係機関や地域が連携して対応する重層的支援体制を整備し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組み、誰一人取り残されない地域づくりを目指します。

【重層的支援体制整備事業の概要】～厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより抜粋～



(3) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、「第3期知名町地域福祉計画」の基本理念「継げよう！イータバのこころ」を共有し、分野別の計画である「高齢者福祉計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画の内容とも整合を図ります。



(4) 計画の期間

本計画の実施計画は、令和8年度までの2年間を計画期間とし、令和9年度以降は次期地域福祉計画と一体的に策定する予定です。

(年度)	計画期間							(年度)
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
知名町地域福祉計画 地域福祉活動計画		→						統合
重層的支援体制整備事業実施計画					→			
第6次知名町総合振興計画	→							→
知名町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	→			→				→
知名町 子ども・子育て支援事業計画	→				→			
知名町こども計画						→		
知名町障がい者計画	→			→				
知名町障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	→			→				→

2 重層的支援体制整備事業における実施事業・実施体制

知名町における重層的支援体制整備事業の枠組みは下表に示すとおりです。既存の高齢、障がい、こども、生活困窮の取組を最大限に活かしつつ、地域住民やその他の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。

知名町における重層的支援体制整備事業の枠組み

事業の種類	主な対象分野	事業名	所管	
包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営	保健福祉課	
	障がい	障がい者相談支援事業		
	こども	利用者支援事業	こども家庭センター	子育て支援課 保健福祉課
			妊婦等包括相談支援事業	保健福祉課
	生活困窮	自立相談支援事業	県	
福祉事務所未設置町村による相談事業		保健福祉課		
地域づくり事業	高齢	地域介護予防活動支援事業	保健福祉課	
	高齢	生活支援体制整備事業		
	障がい	地域活動支援センター事業		
	こども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	
	生活困窮		保健福祉課	
多機関協働事業等	共通	多機関協働事業	保健福祉課	
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
		参加支援事業		

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて支援関係機関との連携を図ります。課題が複合化・複雑化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、他機関協働事業につながります。

実施事業	主な対象分野	支援機関	運営形態	所管
地域包括支援センターの運	高齢	地域包括支援センター	直営	保健福祉課

営				
障がい者相談支援事業	障がい	保健福祉課、保健センター 知名町社会福祉協議会	直営 委託	保健福祉課
利用者支援事業	こども	【こども家庭センター】子育て支援課 保健センター	直営	子育て支援課 保健福祉課
		【妊婦等包括相談支援事業】 保健センター	直営	保健福祉課
自立相談支援事業	生活困窮	知名町社会福祉協議会 心配ごと相談	委託	県
福祉事務所未設置町村による相談事業	生活困窮	保健福祉課 保健センター 地域包括支援センター	直営	保健福祉課

(2) 地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、多様な地域活動が生まれやすい環境をつくりまします。

実施事業	主な対象分野	実施体制	運営形態	所管
地域介護予防活動支援事業	高齢	地域包括支援センター (いきいき教室実施個所：20地域)	直営	保健福祉課
生活支援体制整備事業	高齢	地域包括支援センター	直営	
地域活動支援センター事業	障がい	和泊町社会福祉協議会	委託	
地域子育て支援拠点事業	こども	一般型（1か所） (そら・SORA)	委託	子育て支援課

(3) 多機関協働事業等

① 多機関協働事業

単独の支援機関では対応が困難な複合化・複雑化した支援ニーズを有し、支援関係機関等で役割分担を行うことが望ましい事例について、支援プランを作成し、支援が円滑に進むよう事例全体のコーディネートを行います。コーディネートにあたっては、必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関との連携を図ります。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等と連携し、長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、時間をかけた丁寧な働きかけにより、本人と信頼関係に基づくつながりの形成を目指します。

主な実施主体：知名町社会福祉協議会

③ 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間をコーディネートし、マッチングを行います。支援メニューのマッチング後、本人の状態にあった支援が実施できているからフォローアップを行い、多様な社会参加の実現を目指します。

主な実施主体：知名町社会福祉協議会

実施事業	主な対象分野	実施体制	運営形態	所管
多機関協働事業	共通	支援会議 重層的支援会議	直営	保健福祉課
	高齢	地域ケア会議	直営	保健福祉課
	こども	要保護児童対策 地域協議会	直営	子育て支援課
	生活困窮	生活困窮者自立 支援事業連絡会	委託	県
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	共通	知名町社会福祉協議会	委託	保健福祉課
参加支援事業				

3 その他

(1) 支援会議等の実施方法

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、支援関係機関等を招集して、重層的支援会議を開催します。また、本人同意が得られない場合で、支援関係機関等の中で情報共有が必要な事案については、社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援会議を開催します。

	重層的支援会議	支援会議
主催	保健福祉課	
本人同意	同意あり	同意なし
目的	保健福祉課と各支援関係機関が本人に関する情報を共有のうえ、効果的な支援策を協議し、支援プランの作成等を円滑に実施するために開催	保健福祉課と各支援関係機関が本人に関する情報を共有のうえ、同意の取り付けなど、支援の方向性を協議するために開催 ※本人同意を得た後、重層的支援会議を開催し、支援プランを作成
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者等の支援に関するプランの協議 ・ 支援プランのモニタリング及び終結の評価 ・ 社会資源の充足状況の把握及び開発に向けた検討 ・ その他重層的支援会議に必要と認められる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者等に関する情報共有 ・ 支援対象者等に対する見守り及び支援体制に関する検討 ・ 緊急性のある事案への対応 ・ その他支援会議に必要と認められる事項 ※支援プランの作成は行わない <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ等による本人同意の取り付けの検討 ※支援関係機関が把握する潜在的な相談者（自ら支援を求めることが困難な人、支援が必要な状況にも関わらず支援ができていない人など）への支援についても協議
開催時期	必要に応じて開催	必要に応じて開催

知名町重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年4月

知名町 保健福祉課

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名1100番地

TEL 0997-84-3153 FAX 0997-93-4105

Email china03@town.china.lg.jp